

弘濟園ご利用のご案内

1 入所申し込み・更新手続き・取り下げ手続き・入所選考について

- (1) 介護保険法による状態が「要介護3～5」に該当し入院治療を必要とせず、特別養護老人ホーム利用の必要性の高い方及び生活保護法などの法令により利用要件を具備された方がご利用いただけます。ただし、要介護1又は2の方でも、認知症や精神的な障害等のやむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的（以下特例申請という。）に施設の入所が出来ます。
- (2) お申し込みは「入所申込書兼調査書」（申込者が記入）及び「入所申込に伴う意見書」をセットにして提出していただきます。「入所申込に伴う意見書」は、申込者が担当ケアマネジャーに依頼し記入してください。担当ケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センターにご相談のうえ作成を依頼してください。また、施設や医療機関に入所または入院中の方で、ケアマネジャーに作成を依頼することが困難な場合は、その施設や医療機関の相談員の方に作成のご相談とお願いをしてください。要介護1又は2の方で特例申請に該当する方は「特例申請理由書」添えて提出してください。三鷹市外の方に関しては、これらの用紙は当園から郵送させていただくか、あるいは当園のホームページ上からダウンロードし入手してください。なお、三鷹市内の方に関しては、三鷹市役所にお問い合わせください。
- (3) 「三鷹市特別養護老人ホーム優先入所指針」に準じて「ご利用の必要性の高い方」を選考いたします。
- 選考は、毎月行い「入所の必要性の高い方」を選考いたします。
- 末日までにお申し込みの方 翌月に選考いたします。
- また、選考にあたりお申込者あるいは意見書作成者の方にお問い合わせをさせていただく場合もございます。
- 選考結果につきましては、選考月の翌月1日以降お問い合わせください。
- 選考に入らなかった方につきましては、その後も毎回選考させていただきます。
- 「入所の必要性の高い方」として選考された方の実際の入所は、選考月の翌月1日から末日までの1ヵ月間に退居者があり次第、選考された方から順にご利用いただきます。
- 順番が近づきましたら、ご本人と面接させていただいたうえでご利用いただくこととなります。
- なお、選考結果につきましてはお問い合わせください。
- (4) 入所申し込みに際し、ご家族・ご親族でお話し合いの上、入所の意向を統一してからお申し込みください。また、「今は入るつもりはないけど申し込んでおこう」という予約的なお申し込みはご遠慮ください。
- (5) 経鼻・経管栄養（胃瘻・腸瘻）、在宅酸素、尿管カテーテル、人工透析、重度の褥瘡、インシュリン注射等の日常的に医療行為が必要な方に関しては、受け入れができません。受け入れが困難な医療行為を必要とされる方がお申し込みされた場合、選考

者名簿に登載されない事があります。その際、当園からご連絡しませんので、医療行為を必要とされる方は、受け入れの可否をお問い合わせください。

- (6) 入所申し込みには、要介護認定の有効期間に準じた有効期限があります。有効期限は介護認定有効期間の末日です。有効期限を過ぎた後も引き続き申し込みの継続をご希望される場合は、介護認定更新の際に申し込みの更新の手続きをお願いします。
- (7) 申し込みの有効期限に関わらず、申し込みの内容から状況や連絡先等の変更があった際は、更新の手続きをしてください。介護認定の区分変更を行った場合も、同様の手続きが必要です。
- (8) 他施設へ入所された場合、亡くなられた場合等、入所申し込みを取り下げる必要がある時には、特別養護老人ホーム弘済園入所取下書(様式第5号)をご記入うえ、当園へご提出ください。

2 サービスの内容

- (1) ご本人及びご家族のご希望も伺いながら施設サービス計画を立案し、これに添って着替え、排泄、食事の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内移動の付添い等の介護を行います。
- (2) 居室は、基本的に4人部屋(1人当り8.6㎡以上)となります。また、サービスの都合等により居室を変更することがあります。
- (3) 食事は、次の時間にお摂りいただけるよう食堂に配膳いたします。
なお、通常献立のほか、各行事に合わせた特別献立も実施いたします。

朝	食	7時30分から
昼	食	11時30分から
夕	食	17時30分から
- (4) お風呂は、最低週2回お入りいただきます。
- (5) 日常の健康管理及び機能訓練を行うほか、日常生活に対するご相談に応じます。
- (6) 当園で対応できる医療の範囲を超えた場合は、医療機関へ通院または入院をしていただきます。その場合は、ご家族にもご相談のうえ対応いたしますが、緊急時は事後報告となる場合もあります。また、入院期間が7日を超えた場合、ご本人の所持品をお預かりしたうえで居室を明けていただくことがあります。
- (7) 衣類の洗濯サービスを行います。
- (8) 週に1回、園内喫茶室を開設いたします。(実費)
- (9) 行政手続きについては、ご家族にお願いいたしますが、必要により利用者の委任を受けて代行をいたします。

- (10) 年金等の受け取り及び利用料並びに日常生活にかかる諸費用の支払等について、必要により利用者の委任を受けて代行いたします。(有料)
- (11) 現金及び証明書等の貴重品は、必要により利用者の委任を受けて保管いたします。
(有料)
- (12) クラブ活動や、各季節の年中行事、お楽しみ会、レクリエーション、家族会等を随時実施いたします。(一部実費)
- (13) 業者による歯科検診、美容、クリーニング等のサービスを行います。(実費)

3 運営の概要

- (1) 厚生労働省が定めた基準により運営しております。
- (2) 介護及び看護にあたる職員は、厚生労働省基準(37名)を上回る要員(概ね50名)を配置しております。
- (3) 社会福祉士、介護支援専門員及び生活相談員を配置し、サービス提供の業務にあっております。
- (4) 介護職員の勤務は交代制となっており、夜間は6名体制で勤務しております。
- (5) 給食業務は直営方式で、管理栄養士の管理により利用される方の嗜好と栄養バランスを考慮し、季節感のあるバラエティーに富んだ食事提供に努めております。
- (6) 火災・地震等の非常事態が発生した場合は、「自衛消防隊」を発動し、利用者の安全確保を最優先いたします。
なお、万が一の災害発生に備えて、毎月1回防災訓練を実施しております。

4 施設等の概要

- (1) 緑豊かな環境の中で、安らかな生活をしていただけるよう配慮しております。
- (2) 鉄筋コンクリート4階建てで、定員は100名となっております。
- (3) 居室は4名用23室、2名用4室があります。
- (4) 浴室は一般浴のほか、リフト浴、シャトル浴、シャワー浴の機械浴があります。

5 利用料金

(1) 施設利用料金(1月当り30日で計算した場合の目安)

30.8.1

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一月あたりの 利用料金	221,770 円	244,871 円	268,644 円	291,734 円	314,152 円
介護保険適用時 の1月当たりの 自己負担額 (1割の方)	22,177 円	24,488 円	26,865 円	29,174 円	31,416 円
介護保険適用時 の1月当たりの 自己負担額 (2割の方)	44,354 円	48,975 円	53,729 円	58,347 円	62,831 円
介護保険適用時 の1月当たりの 自己負担額 (3割の方)	66,531 円	73,462 円	80,594 円	87,521 円	94,246 円

(2) 居住費 日額 840 円

(3) 食費 日額 1,480 円

注1 入退所時は、別に定める料金が加算されます。

注2 法令に基づく要件を具備された方に対しては、減免制度があります。

(4) 日常生活に要する費用

身の回り品として、日常生活に必要な費用を1日110円ご負担いただきます。

なお、当園のサービス提供と直接関係ない個人的費用は利用者負担となります。

6 契約の終了

病院等へ入院され、3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合、あるいは入院後3ヵ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合及び利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延した場合は、契約を終了させていただきます。

7 サービス相談及び苦情への対応

当園でのサービス提供にあたり、お気づきの点あるいは苦情等がありました場合の相談窓口として、サービス提供責任者及び苦情等相談責任者を置いております。